

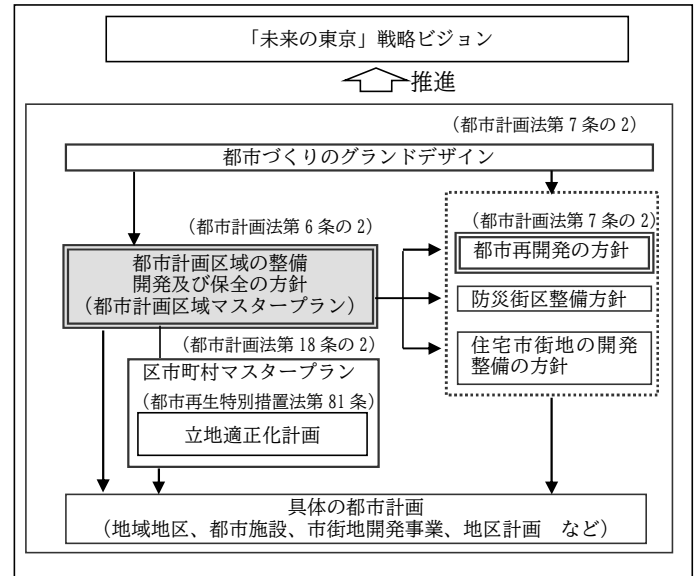
## 都市計画課

### 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）について

#### 1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画法第6条の2に基づき、広域の見地から都市計画の基本的な方針を定めるものです。東京都が長期的な視点に立ち都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を示すものであり、「未来の東京」戦略ビジョンで示した方向性や都市づくりのランドデザインを踏まえ策定するもので、2040年代（おおむね20年後）を目標年次としています。

都市計画区域マスタープランは土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの都市計画や区市町村マスタープランの上位に位置付けられています。なお、当方針は、平成26年12月策定の現行計画を改定するものです。



< 都市計画区域マスタープランの位置づけ >

#### 2 原案からの主な変更点（港区に関する部分）

- ① 新型コロナ危機を契機とした都市づくりの観点を追記。
- ② デジタル技術を生かした都市づくりの観点を拡充。
- ③ 東京高速道路（KK線）の緑豊かな歩行者中心の空間（空中回廊）への再生を追記。

#### 3 これまでの経緯と今後のスケジュール

令和2年7月1日から7月15日 都市計画原案の縦覧

令和2年8月20日及び21日 公聴会の開催（東京都庁都民ホール）

令和2年11月20日付け 東京都からの縦覧依頼（別紙）

令和2年12月2日から12月16日 都市計画案の公告・縦覧

令和2年12月24日 港区都市計画審議会へ諮問

令和3年2月3日 東京都都市計画審議会へ付議

令和3年3月 都市計画変更